

平成30年9月14日

総務文教委員会

阿久根市議会

- 1 会 議 名 総務文教委員会
- 2 日 時 平成30年9月14日(金) 13時46分開会
15時51分閉会
- 3 場 所 第2委員会室
- 4 出席委員 大田重男委員長、濱田洋一副委員長、渡辺久治委員、
西田数市委員、竹原信一委員、竹原恵美委員、
濱之上大成委員、木下孝行委員
- 5 事務局職員 議事係長 牟田 昇
- 6 傍 聴 者 牟田 学 議員
- 7 説 明 員
- ・財政課
課 長 栗野 寛教 君 課長補佐 大田 省吾 君
係 長 丸塚 明子 君
 - ・総務課
課 長 松崎 裕介 君 係 長 尾上謙一郎 君
主 事 園田 健 君
 - ・税務課
課 長 垂 義継 君 課長補佐 新町 博行 君
係 長 本蔵 雄一 君
 - ・生涯学習課
課 長 尾塚 禎久 君 課長補佐 新塘 浩二 君
係 長 吉國 耕二 君
 - ・都市建設課
課 長 富吉 良次 君 課長補佐 福永 雅彦 君
係 長 大野 洋一 君
 - ・学校教育課
課 長 久保 正昭 君 課長補佐 新坂 謙二 君
主 事 徳重 忠彦 君
 - ・教育総務課
課 長 山元 正彦 君 課長補佐 牛濱 睦郎 君
係 長 尾上 国男 君
- 8 会議に付した事件
- ・議案第39号 防災行政無線デジタル化整備工事請負契約の締結について
 - ・議案第40号 阿久根市税条例等の一部を改正する条例の制定について
 - ・議案第42号 阿久根市民交流センター条例の制定について

- ・陳情第6号 折多小学校通用門と体育館間の市道横断の安全対策に関する陳情
- ・陳情第7号 市内小・中学校のクーラー設置に関する陳情

9 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

(財政課、総務課入室)

大田重男委員長

ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。

本委員会に付託になった案件は、議案第39号 防災行政無線デジタル化整備工事請負契約の締結について、議案第40号 阿久根市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第42号 阿久根市民交流センター条例の制定について、陳情第6号 折多小学校通用門と体育館間の市道横断の安全対策に関する陳情、陳情第7号 市内小・中学校のクーラー設置に関する陳情、以上、議案3件、陳情2件であります。

日程については、配付いたしました日程表のとおり進めていきますのでよろしくお願い申し上げます。

○議案第39号 防災行政無線デジタル化整備工事請負契約の締結について

大田重男委員長

それでは、初めに、議案第39号を議題とし、審査に入ります。

財政課長の説明を求めます。

栗野財政課長

議案第39号、防災行政無線デジタル化整備工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きください。平成30年度一般会計当初予算において、所要の予算及び債務負担行為が措置されたことを受け、防災行政無線デジタル化整備工事について、入札の準備を進めてまいりました。工事の安定的な施工能力の確保という点を考慮しつつ、電気通信工事として、条件付一般競争入札を実施し、3ページに記載のとおり、契約金額、3億3,305万400円で、鹿児島市鴨池新町1番1号、株式会社九電工鹿児島支店と請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約の締結について提案したものであります。

なお、本請負契約に係る工期については、平成32年度末までを予定しておりますが、本請負契約で施工する部分は、親局整備等の基幹系部分の工事とし、次年度に発注する予定の屋外拡声子局等の建柱等の工事と分割することで、地元事業者が施工可能な工事については、地元事業者の活用を行えるように取り扱うこととしたものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願い申し上げます。

大田重男委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

渡辺久治委員

この入札の公募が公開された日はいつですか。

栗野財政課長

本年の7月の23日でございます。

渡辺久治委員

5つの業者が公募に応募があった日はいつですか。

栗野財政課長

順を追って説明をさせていただきます。7月の23日に入札の公告を行っております。それから7月の31日が入札の参加の入札の申込期限です。7月31日が入札の申込期限です。8月9日が入札落札候補者の決定です。入札落札候補者の決定が8月9日です。こちらは、この日に札を入れていただいて、一番低廉な、安い価格で入れた方が候補者となることになっております。8月の9日です。その後、事後に審査を行いまして、この事業者に決定するという決定が8月17日です。落札決定という形です。8月の17日です。その後、8月の23日が仮契約の締結日となっております。8月23日が仮契約の締結日です。以上でございます。

渡辺久治委員

4業者が辞退した日はいつですか。

栗野財政課長

8月の9日に入札落札候補者の決定としておりますが、この日に電子入札により入札を行いますので、その時点で辞退という形になります。

渡辺久治委員

ということは、辞退ということは、なかったことで辞退ということになるわけですね。

栗野財政課長

金額を入力しなかったということで辞退という取り扱いになります。

渡辺久治委員

予定価格とパーセントをもう1回教えていただけますか。

栗野財政課長

予定価格についてお答えいたします。税込みでお伝えをいたします。3億7,004万3640円、数字の羅列で申し上げます。370043640、3億7,004万3,640円、こちら税込みでございます。それと落札の価格は書いてございますので、落札率でございますが、90%となっております。

渡辺久治委員

90%ちょうどですか。

栗野財政課長

手元の資料に基づきますと小数点2位まで書いておりますから、90.00%という形になっております。

木下孝行委員

一般質問でも質問があったと思うんですが、4業者が辞退をしたという、そういう状況の中で、辞退をせざるを得なかったという状況があったのか、なかったのかというところを確認したいんですが。

栗野財政課長

辞退をせざるを得ない状況があったかというところにつきましては、私どものほうは入札の参加をしていただいている中で4社が辞退ということでございますので、辞退の理由については文書では求めてはおりませんが、聞き取りの中で状況について把握をいたしております。その中で、昨日も答弁で市長のほうからお答えをさせていただいたようにですね、専任の配置技術者の確保が困難でありますとか、複数年の長期工期で業務を確実に実施する施工体制がとれないといったような意見も聞かれました。確かに、調達の仕様がメーカーが偏っ

ているという御意見もありましたけれども、それはその札を入れる予定であった方がどの業者と取り引きが多いかによって主観で変わってくるものかなというところがありますので、そちらについては、その業者からは申し出、申し出と言いますか、聞き取りの際にはそういうお話がありましたけれども、ほかの業者からメーカーが偏りがあるとかという話はないところをごさいますて、一番は施工体制というところが理由ではないかなと推察されます。ただ、こちらは聞き取りでございますから、本当にその会社がそういった理由で考えておられるかどうかというところがわからないというところが正直なところです。

木下孝行委員

阿久根市としては、辞退せざるを得ない要項ではなかったという認識でいるということだと思いますね。

栗野財政課長

そちらにつきましては、この設計を行った事業者にも確認をとりまして、偏った仕様ではなく、どの事業者でも参加することができる仕様に固めたと思っております。

木下孝行委員

説明の中で地元業者の活用という部分が一部契約の中に入っているというような説明だったと思うんですが、どういった業種に阿久根の業者が当てはまるというか、参加できるような事業名がわかれば教えてください。どういった事業なのか。

栗野財政課長

今回の案件で、先ほど私は説明の中で地元事業者の活用をという形で申し上げました。それは、この工事を複数年にわたって、全ての工事を1本の契約の中でやっていただくということも可能です。しかし、1本の契約でとなりますと今回は九電工さんということですが、九電工さんに細かい工事の部分もやっていただくという形になります。そういったこととなりますと、地元の事業者は下請けで入るということはあるけれども、入札に参加することができなくなってまいります。そのために今回発注する仕様は基幹部分の工事で、地元の事業者ができる部分をその仕様から除きまして、それは次年度以降別発注をしようという形で分けさせていただきました。今回の契約の金額が5億ぐらいにならず、3億台でとどまっているというのは次年度の発注分、地元事業者が施工できる部分はできるだけ今回の発注の仕様から除きまして、次年度にそういった発注を予定しようという形で最初に仕様を固めたというところがございます。細かい部分については仕様を固めた総務課のほうから答えさせていただきます。

松崎総務課長

今、財政課長から説明がありましたけれども、地元業者が活用できる部分としまして、屋外拡声子局の建柱でありますとか、器具の取り付け、それから戸別受信機の設置等について市内業者の活用を考えていると、そういうことでございます。

木下孝行委員

できる限り地元の方が少しでも参加できるように、入札落札業者にはそういった旨の話をぜひとも再度していただきたいなと思います。よろしくお願いします。

濱之上大成委員

関連するんですけどね、休憩をお願いします。

大田重男委員長

休憩します。

(休憩 13:58～14:01)

大田重男委員長

休憩前に引き続き委員会を再開します。

竹原信一委員

地元発注にという説明がありましたけれども、阿久根市役所はこれが地元でできるのか、それこそ危機管理部分だから（聴取不能）、判断する技術はないかと私は思うんですけど、どうやってそこの相談というかな、誰か相談に乗ってくれたんですか。

松崎総務課長

そこについては設計業者にも確認をしまして、基幹系の部分と、それから地元でもできる部分ということで振り分けを。

[竹原信一委員「設計業者」と呼ぶ]

設計業者のほうに確認をとったところです。

補足いたしますけれども、地元の事業者にもできる部分等については確認はとってあるところとあります。

大田重男委員長

ほかにないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第39号について、審査を一時中止します。

(財政課・総務課退室、税務課入室)

○議案第40号 阿久根市税条例等の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

次に、議案第40号を議題とし、審査に入ります。

税務課長の説明を求めます。

垂税務課長

議案第40号、阿久根市税条例等の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律により、個人所得課税の見直し、たばこ税の見直し、加熱式たばこの課税方式の見直しなどが行われたことにより、市税条例の一部を改正しようとするものであります。議案書は7ページからとなります。合わせまして、条例議案等参考の1ページをお開きいただきたいと思っております。議案等参考のほうの新旧対照表に沿って説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、新旧対照表に基づきまして説明をさせていただきます。第24条第1項では、個人市民税の非課税の範囲について、障害者、未成年者、寡婦又は寡夫に対する非課税措置となる所得額を125万円から135万円に引き上げ、続きまして第2項では、均等割の非課税限度額を10万円加算した金額とするとして、少し飛びまして8ページのほうですけれども、8ページをお開きいただきまして、8ページ下段のほうに附則第5条第1項というのが記載しておりますけれども、こちらでは所得割の非課税限度額を10万円加算した金額とするものであります。これによりまして、この2つの項目で均等割、所得割、それぞれ非課税限度額を10万円加算するというようにしております。

お戻りいただきまして、2ページでございます。今の議案参考の2ページでございます。

続きまして、第34条の2では、所得控除における基礎控除額の適用に所得要件2,500万円以下を創設し、次の第34条の5では調整控除額の適用に所得要件2,500万円以下を創設するものであります。

続きまして、3ページから4ページにかけて記載しております第48条ですけれども、こちらは資本金1億円を超える普通法人等に対して、法人市民税の電子申告を義務化するものであります。

続きまして、4ページから5ページにかけて記載しております第92条と第93条の2では、新たに加熱式たばこの区分を設けたものであります。

次に、5ページから7ページにかけては、第94条ですけれども、加熱式たばこの重量と価格を紙巻きたばこの本数に換算する新たな課税方式へと、平成30年10月1日から5年間かけて5分の1ずつ段階的に移行するものであります。

続きまして7ページでございますけれども、下のほうの第95条、紙巻きたばこのたばこ税について、国と地方のたばこ税の配分比率は1対1としたままで、1本当たり1円ずつ、合計3円の値上げを平成30年10月から平成33年10月までに3段階で行う、引上げることとされたことにより、地方配分のうち県分を除いた市配分の税率を記載したものであります。

続きまして、飛びますけれども、15ページでございます。15ページの附則の第4条でございますが、紙巻きたばこ3級品について、低い税率期間を平成31年9月まで延長したものであり、平成31年10月からは、一般の紙巻きたばこと同じ税率となります。

主な改正はここまでで、改正の施行期日の違いによる記載がですね、前に戻っていただきまして、10ページから今の16ページまでがですね、施行期日がそれぞれ条文によって違うものですから、その施行期日をそれぞれ変えたものを10ページから14ページの間に規定してございます。

以上で説明を終わりますけれども、よろしくお願いたします。

大田重男委員長

ただいま課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

竹原信一委員

2ページの辺りの2,500万円を云々、新設という話、もうちょっとわかりやすく説明してもらえませんか。

垂税務課長

基礎控除額の適用に所得要件2,500万以下を創設したものでございますが、2,400万円以下の納税義務者については、基礎控除額が現在の33万円から43万円、合計所得金額が2,400万円から2,450万円以下の納税義務者には、先ほどの基礎控除額が29万円、合計所得金額が2,450万円から2,500万円以下の納税義務者については、基礎控除が15万円というふうに段階的につくられて、そして2,500万円を超える方についてはこの基礎控除がなくなると。そのために2,500万というラインを1回設けたと。高額の納税ができる方については基礎控除がなくなるということでございます。

渡辺久治委員

この提案理由に地方税法等の一部改正に伴いと書いて、これはじゃあ国の方針により地方税法等の一部改正というふうにとっていいですかね。

垂税務課長

地方税法の改正が行われたことによりまして、阿久根市税条例の中に盛り込んである部分も改正する必要があります。もともとは地方税法が改正されれば全てが基本的には地方税に全て適用されるんですけども、法の趣旨から申し上げますと国の法律に求められてつくられたものであっても、できるだけわかりやすく市税のほうで書くべきもの、あるいは書いたほうがいいものについては記載して規定しなさいという総務省からの通達等が出てまして、阿久根市税条例の中でも最低限のところは盛り込んであります。これが地方税法が改正されたときに改正する必要がある条文が出てくると、こうやって条例改正が必要になってくるということで。それ以外のここにはないものも今度の地方税法の改正の中には盛り込まれてますが、それは阿久根市条例の中ではそのまま適用するという条文になっているものもあるものですから、それについてはここに出ない。全体的な地方税法の改正はもっと大きく改正されておりますけれども、この中で阿久根市税条例として影響のあるものだけについてはこうやって条例改正として文言を出す必要があるものを掲げたということでございます。

渡辺久治委員

今回、2,500万円を超える所得の方とか、資本金が1億円以上の企業とかいうのが出てきましたけれども、この金額というのはほかの市町村でも同じですか。

垂税務課長

地方税法の改正ですので、全てどの市町村も一律適用されます。

濱田洋一委員

たばこ税率が3カ年ですかね、段階的に上がっていくということですけど、
[発言する者あり]

大田重男委員長

私語を慎むように。

濱田洋一委員

先日の議会の中でも質問があったかと思うんですけども、ちょっと聞き取れなくてあれだったんですが、税率が上がる過程の中で市としての税収ですね、これはどのような見解でしょうか。

垂税務課長

たばこ税の見直しによる影響ということで、平成29年度の本数の実績で算定しましたがけれども、その結果ではですね、約720万円の増額になる見込みは立てておりますが、本開議の中でもお答えさせていただきましたけれども、近年禁煙、この前もテレビで報道されましたけれども、かなり喫煙率が下がってきているということですので、このとおりの720万という金額がきちっと確保できるかどうかというのははっきりとは申し上げにくいですけども、29年度の阿久根市でのたばこ税の本数というのは確定しておりますので、その本数に基づいて試算すれば720万円程度増額になるということでございます。

木下孝行委員

今の質問に関連するんですが、たばこ1箱につきよく30%が自治体に、県に30%、国に30%とか、比率がありますよね。それは変わらないということでもいいんですか。

垂税務課長

国と地方は1対1で配分率を決めておりますので、それは堅持するということでされておりますので、今まで入ってきた税率で入ってくると。金額が上がった部分にしたがってふえてくるということです。

大田重男委員長

ほかにはないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第40号について、審査を一時中止します。

(税務課退室、生涯学習課入室)

○議案第42号 阿久根市民交流センター条例の制定について

大田重男委員長

次に、議案第42号を議題とし、審査に入ります。

生涯学習課長の説明を求めます。

尾塚生涯学習課長

去る9月7日の本会議において、総務文教委員会に付託となりました議案第42号、阿久根市民交流センター条例の制定について、御説明申し上げます。

現在の市民会館に代わる新たな文化施設として、市民交流センターの建設工事が、昨年2月から着工し、本年9月末にしゅん工予定であります。このことから、施設の利用について、現市民会館から市民交流センターへの円滑な移行と適切な管理運営を行い、市民の更なる文化芸術の振興及び福祉の向上を図るとともに、豊かな文化のまちづくりに資するため、この条例を制定しようとするものであります。

それでは条例の主な内容について、本会議の補足説明でも御説明いたしましたが、改めて御説明いたします。第1条及び第2条は、市民交流センターの設置目的、名称及び位置について規定し、第3条は、市民交流センターは教育委員会が管理することとするものであります。第4条は、市民交流センターに配置する職員について規定し、第5条及び第6条は、市民交流センターの休館日及び開館時間について規定したものであり、休館日は年末年始の12月29日から1月3日までとし、開館時間は、午前9時から午後10時までとするものであります。第7条は、施設等の利用者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならないこととするものであります。第8条は、使用の制限、第9条は、使用許可の取り消し等、第10条は、目的外使用等の禁止について規定したものであります。第11条は、使用期間であり、使用者は、教育委員会が認める場合を除き、引き続き7日を超えた使用はできないこととするものであります。第12条は、使用者は、別表に定める使用料を原則前納しなければならないこととするものであり、第13条は、使用料の減免について、第14条は、使用料の返還について、それぞれ規定するものであります。第15条は、同条各号に該当する者に対して、教育委員会は入館を拒否し、又は退館を命ずることができることとするものであります。第16条は、使用者が特別の設備を施す場合は、あらかじめ教育委員会の許可を受け、使用者の負担において特別の設備を施させることができることとするものであり、第17条は、施設等の使用を終了した場合等に、施設等を原状に回復することとし、履行しない場合、教育委員会がこれを行い、費用は使用者から徴収することとするものであります。第18条は、使用者が故意又は過失によって施設等や器具等を毀損し、若しくは汚損し、又は滅失したときは、市長が特別な事情があると認めた場合を除き、損害を賠償しなければならないこととするものであります。第19条は、市民交流センターの管理を指定管理者に行わせることができることとするものであり、第20条は、指定管理者の業務について、第21条は、指定管理者が管理を行う場合の利用料金について規定するものであります。第22条は、条例の施行に関し必要な事項は教育委員会が別に定めることとするものであります。

次に、附則では、この条例の施行日を平成30年11月1日とするとともに、阿久根市民会館条例を廃止することとし、合せて、市民交流センターも現在の市民会館と同様に引き続き中央公民館として位置付けることから、阿久根市公民館条例について所要の改正を行おうとするものであります。

最後に、別表の使用料についてであります。使用料の設定に当たっては、第1点として、市民交流センター管理運営委員会が出された意見、第2点として、県内近隣市町の文化施設及び九州管内の文化施設のうち、市民交流センターと類似の規模で、かつ比較的新しい時期に建設された施設の状況、第3点として、指定管理者制度導入を想定した柔軟な利用料金の設定、第4点として、受益者負担の原則による相応の歳入を確保した上での施設の維持管理、以上の4点を踏まえたところであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

大田重男委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

竹原信一委員

当初は直営でやるということで、その場合、仮に1年間やるとしたときに、それに係る維持費、職員の給料、電気代含めて幾らぐらいかかりますか。

尾塚生涯学習課長

人件費は別にしましては、施設の光熱水費、あと施設の管理、委託、保守点検等については、今のところ3千万程度かかるのではないかと見込んでいるところであります。

[竹原信一委員「人件費は」と呼ぶ]

人件費は現在の職員6名分です。

竹原信一委員

現在いる職員でそのままやっていけるという考え方なんですか。

尾塚生涯学習課長

職員は6名ですが、交流センターに変わった場合は運営面で技術的な嘱託員、若しくは運営面、企画立案する嘱託員、そういう方が採用できればと思っているところです。

竹原信一委員

実際、この交流センターに幾らかかるのかという話なんですよ。年間この間聞いたときに100万からそこらしか売り上げというかね、使用料は集まんわけですよ。それに実際は阿久根市の税金は幾ら使われるのかということ想定というか、それを出したことはないかな。

尾塚生涯学習課長

今回建設する市民交流センターにかかわらず、全国の公立文化施設というのは黒字が出る運営というのはどこもできない状況であります。歳入についても施設の歳入も全体的な財源の2分の1も恐らく賄える状況の文化施設というのはほぼないという状況だと思いますので、阿久根市もそうなんですよということを言うつもりはありませんが、できるだけ頑張りたいと思います。

竹原信一委員

頑張れと私は言ってるんじゃないんですよ。黒字を出せと言っているわけでもないんですよ。実際は税金をかけてつくって税金をかけて維持するんだから、これに税負担はどんくらかかるのかちゅうのは、当然計算されてしかるべきだと思うんですよ。そういうふうに

聞いとるんですけれども。

尾塚生涯学習課長

単純に言えば使用料以外の財源は一般財源からの投入ということになるかと思えます。

[竹原信一委員「金額は」と呼ぶ]

金額につきましては、先ほど維持管理費に3千万程度と言いましたが、そのほかの経費を合わせて。

[竹原信一委員「さっき30万と言わなかった」と呼ぶ]

[発言する者あり]

竹原信一委員

そうしたときにですよ、これ使われなきゃ何にもならんわけですよ。使う側からしてみれば問題は使用料ですよ。それを計算するときに周辺でどれぐらいなってるかなんか比較したってしょうがないわけ。実際、阿久根市の市民がね、使いやすくするためにはどうするかと純粋に考えなければ、今までの旧の市民会館、あれぐらいの利用率でいいというようじゃ困るんじゃないですかね。だめじゃないかな、こんなことじゃ。せっかくつくったものが年間100万、安くないんですね、大体、もともとが。それともう一つは、会議の委員会の議論の中で少し上げなきゃいけないみたいな話もあったりね。実際、委員会の寄せ集めの議論によって交流センターを運営していこうというのはね、誰も責任感もない感じ。ましてはよその自治体と比べてどれぐらいの値段にすればいいかなんて発想がおかしいんじゃないかな。まるで使われませんよ、こんなことしとったら。そして、せっかくつくったものが柔軟に対応しなきゃいけないじゃないですか、利用者の市民の要望に沿って。こんな条例を、がちがちの条例をつくったらそれに対応できないんですね。そういったことも考えなきゃいけないはずなのに、従来 of 形から逃れられない。

尾塚生涯学習課長

柔軟な対応ということですが、現在の市民会館も条例上は9時からとなっております。ただし、現在でも職員は8時前には出勤します。そうした場合に施設の使用が例えば9時から使用となっても、来られれば8時前でも8時過ぎでも会議室の利用は今でも柔軟な対応をしているところです。もちろん今後も交流センターが開館してもそういう対応をしたいと思っています。条例上は9時から10時となっておりますが、できるだけ自分たちができる範囲の対応をとというのは今でも、これから先もやっていきたいと考えているところです。

竹原信一委員

だったら条例からはずせばいいじゃないですか。枠組みを付けとってそれを破るのを前提にしてますみたいな話はしちゃいけないんじゃないの、大体。条例になれば。

[発言する者あり]

大田重男委員長

ちょっと休憩に入ります。

(休憩 14:28～14:29)

大田重男委員長

休憩前に引き続き委員会を再開します。

尾塚生涯学習課長

使用についてはいつでも対応できる態勢にはありますけど、かといっていつでも来られたときに対応できるというような条例をつくれば、収拾がつかなくなるんじゃないかと思いません。

竹原信一委員

だから、条例をつくらなくてもいいんじゃないのっていう話ですよ。あるいは要綱とかね、皆さんはやってるじゃないですか、自分たちの中でつくって。条例で決める部分と、そして自分たちが柔軟に変えていける部分とははっきりわけなきや。議会で決めさせておいて、私たちは日常守りませんからってなっちゃう、今のやり方だったら。

尾塚生涯学習課長

守りませんからとそういうことは全然考えておりません。

[発言する者あり]

竹原委員が今言われたとおり、柔軟な対応はこれから先もやりたいということも言っております。

竹原信一委員

だからこそ、この条例につくっちゃったらしくいでしょうって。

大田重男委員長

ほかに。

木下孝行委員

議員にもいろいろ考え方はあるでしょうから。私は交流センターが住民福祉の向上につながり、いい環境の中で皆さんが学習したり、芸能を楽しんだり、そういう費用対効果を決して望むべき施設ではないと私は考えておりますので。そういう中でもですね、将来的に指定管理の項目も入ってるわけだけど、まだいつからという明言はできないと思うんだけど、施設を共用していくのか、もし指定管理者が3年後、4年後にもし移行したときにですよ。そういうときにはどういうふうに、今、生涯学習課があそこに入るということはわかってはいるんだけど、あの建物の中で共用部分で一緒にやっていくのかなとか、そこら辺はどう考えていますか。

尾塚生涯学習課長

今の生涯学習課は文化係と社会教育係とあります。それとこの交流センターの、先ほど説明をしたとおり、中央公民館という位置づけもしていく予定であります。そうしたとき、生涯学習課の社会教育部門というのは、やはり職員が常駐したほうがいいのではないかというような考えを持っていますが、まだ、はっきり生涯学習課の職員が指定管理導入以後は庁内に入るとか、具体的な計画はまだないところではありますが、個人的に考えておりますのは、社会教育の部門、生涯学習講座とか、そういう講座がありますので、それを担当する職員は利用される方々の立場を考えたとき、いたほうがいいのかないかということは考えております。

濱之上大成委員

33ページの附則の30年11月1日から施行するというふうになってるんですがね、こっそり聞いたほうがいいのかどうか知りませんが、使用許可申請、一般の人が来年借りたいというのは正式にはいつからスタートになりますか。

尾塚生涯学習課長

議会で議決をいただいたあと、規則等で定めまして、正式に申し込みを受け付けていく予定です。

濱之上大成委員

そうしたら、9月議会が終了後、電話をできるということですね。

竹原恵美委員

お願いでもないんですけども、以前、議員で研修に熊本に行ったときに、そこがいい施設で研修先として選ばれたんですが、そのスタッフというのの教育、そこは直営ではありませんけれども、まるでホテル張りで来るんですね。ですから、今までのように接客の仕方をするのか、その次民営化するんだけど、スタートを切る、プレオープンするのは自分たちなので、そのときからのイメージづくりっていうのも少し考える必要があるのかなと思うところです。御意見をいただけますか。

尾塚生涯学習課長

今、言われたとおり、今後新たにできる施設ですので、職員のそういう訓練というのは当然やっていかなければならないと考えているところです。

竹原恵美委員

担当の方、職員の方だったんですけども、今まで市役所においてホールに来ましたと、すぐく頭と変えましたというふうにおっしゃっていたんで、ちょっとハードルの高いというか、今までにない経験だったり、頭の使い方、感覚だったりすると思いますけれども、ぜひ、いいイメージで御利用いただけるように、リピーターになっていただけるようにお願いします。

濱田洋一委員

今回の交流センターの建設ということですが、これはやはり市民会館の老朽化に伴う改修、条例とはちょっと違うんですけども、が目的だと思います。また、市民の方々、また市外の方々、先ほど冒頭、課長からもありましたように文化教育の充実、また、市民の方々がいろんな意味で交流をしていただく場ということで、大変でしょうけれども頑張りたいと思います。

それと一つだけですけども、使用料のところなんですけども、ちょっとお聞きしますが、ロビーがあるんですけども、このロビーの使用料というのは、例えばロビーのスペースでいろんな展示物であったり、何かされるというときの使用料という捉え方でいいんですかね。

尾塚生涯学習課長

一般的にはそういう使用のときに使用料を徴収したいと考えております。また、会議室等が予約で埋まっていた場合、ロビーを使って、テーブルも設置して少人数でのミーティング等はロビーも利用してやっていただければと、そういうことも考えております。

濱田洋一委員

今、課長のほうからもありました有効活用ということで図っていただければと思います。それから、市外の方が施設を使われるというときもこの使用料ということになるんですか。それとも別枠で設けてあるんですか。

尾塚生涯学習課長

これまでの市民会館条例の中では、市内在住者と市外在住者の使用料は区別をしておりましたが、今回は同一ということで考えております。

濱田洋一委員

ありがとうございました。大変でしょうけれどもよろしくお願いします。

木下孝行委員

この使用料、旧と新で言えば、新しい使用料になって変わってるところがあれば、確認なんですけれども、どこがどのくらい上がった、下がったというのをちょっと説明を。

[発言する者あり]

尾塚生涯学習課長

ホールについては一応説明させていただきます。本会議の補足説明等でも説明したとおり、今回の使用料については平日の午前の9時から12時を基準として、これまでは税込みで6千円プラス消費税という使用料でしたが、今回はこれを9千円にして、あと、休日は。

木下孝行委員

あとで資料を。竹原委員は資料をもらっているみたいだけど、その資料を我々にもくださいよ。

[発言する者あり]

尾塚生涯学習課長

あとで資料を提出させていただきます。

[発言する者あり]

濱之上大成委員

今の使用料に関していいですか。34ページのですね、備考の4番目、延長あるいは繰り上げの1時間ごとに使用料をいただくことになってるんですが、これは例えば午前中だと、結局1時間当たり3千円ですよね。だからこれを1時間3千円を延長するという事に理解していいんですか。それとも午後になったら1万1千円にだから、これをまた按分した分だけの1時間分を払うという、違ってくるといふことで理解していいですか。

尾塚生涯学習課長

そういうことです。

濱之上大成委員

了解しました。

渡辺久治委員

34ページですけれども、備考の2番目、ホール以外は全て冷房、暖房料込みとするとありますけれども、この上のほうに下手花道とかありますよね。それぞれ舞台とかあるんですけれども、これは1時間千円と書いてありますけれども、これだけで冷暖房費は要らないということですか。

尾塚生涯学習課長

舞台部分の空調、下手花道部分の空調というのは部分部分でできるようになってます。それと下手花道のほうはですね、舞台に仕切りができますので、その仕切りを外したり、仕切りをしたり、取ったりできるということ。

大田重男委員長

ほかにないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第42号について、審査を一時中止します。

(生涯学習課退室)

大田重男委員長

ここでお諮りいたします。

ここまでの審査において、現地調査を行うかに、各委員の意見を伺います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それでは、これまでの審査においては、必要なしと認め、現地調査はしないことに決ま

した。

それでは、これから議案第39号から議案第42号までの3件について、採決に移りますが、議案ごとに討議、討論、採決の順番に進めます。

なお、各議案に関しての賛成、反対の表明については、討論の中で行うようお願いいたします。

○議案第39号 防災行政無線デジタル化整備工事請負契約の締結について

大田重男委員長

それでは、議案第39号を議題とし、討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第39号 防災行政無線デジタル化整備工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって本案は可決すべきものと決しました。

○議案第40号 阿久根市税条例等の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

次に、議案第40号を議題とし、討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第40号 阿久根市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって本案は可決すべきものと決しました。

○議案第42号 阿久根市民交流センター条例の制定について

大田重男委員長

次に、議案第42号を議題とし、討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

竹原信一委員

交流センター条例について、使用料が書かれております。話にならないぐらい高い。とてもじゃないけど、実際はですね、年間100万ぐらいしか使用料は見込めない。維持費には3千万ほどかかる。つくるのには20億かかった。ここで収益を上げるのはまったく意味が

ないわけです。どんだけ使われるかということに集中すべきなんです。その様子が、委員会ですかね、運営委員会。そういったところの議論の中でもしっかり考えた気配さえない。そして、こんなにかちがちの条例をつくっちゃったら、状況に合わせて柔軟な対応なんていうのを職員はすることできなくなるんですね。アイデアも生かされない。そのために議会にかけなきゃいけない。この段階で、まだ建ってもいないものについてここまで細かく作り上げるとするのは、条例つくるとするのはあとが非常に悪くなります。これには反対すべきです。

大田重男委員長

あと、討論ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第42号 阿久根市民交流センター条例の制定について、可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数と認めます。

よって本案は可決すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。

(休憩 14:46～14:56)

○陳情第6号 折多小学校通用門と体育館間の市道横断の安全対策に関する陳情

大田重男委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、陳情第6号を議題といたします。

まず、提出者を呼ぶことを含め、審査の方法について、委員の皆様から御意見を伺います。

竹原信一委員

今から陳情者を云々よりも、ちょうどこれにかかわっている牟田議員がおりますし、あそこに通った彼ですから、ちょっと彼から話を聞いたほうが早いのかなと。

〔発言する者あり〕

大田重男委員長

それでは、陳情者は呼ばないということで審査いたします。

竹原恵美委員

陳情者なんですけれども、一つの意見として、牟田議員が陳情者のかわりに話を聞けるといいう話もあるんですが、これ出されてる陳情者の上野さんが牟田議員に委託されれば、私たち聞いてもよいのかなと思うんですけれども、その辺、ちょっと整理しませんか。

〔発言する者あり〕

大田重男委員長

ちょっと休憩します。

(休憩 14:57～14:59)

大田重男委員長

休憩前に引き続き委員会を再開します。

次に、陳情第6号について、所管課に出席いただき、意見を聞きたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がないようですので、所管課に出席を求めるといたします。

都市建設課及び学校教育課の出席をお願いします。

(都市建設課、学校教育課入室)

大田重男委員長

都市建設課及び学校教育課に出席いただきました。

ここで、委員から質疑等あればお願いします。

竹原信一委員

委員会の質疑というよりも、この件に関して、それぞれの課の考え意見を述べていただきたい。

久保学校教育課長

この陳情書のほうには、まず第一に歩道橋の設置、それから横断歩道の設置、ハンプ等の設置という内容で陳情してありますけど、歩道橋のほうについては非常に厳しい状況じゃないかなというふうに考えております。歩道橋は難しいと、その他の意見と言いますか、横断歩道の設置とか、ハンプ等の設置というところで子供たちの安全が図れるのではないかなと考えます。

〔発言する者あり〕

富吉都市建設課長

都市建設課としましては、この要件の部分でいけば、学校敷地から学校敷地への渡る部分というところの子供たちの交通安全という部分であります。これにつきまして、学校教育課長からもありましたとおり、歩道橋の設置というふうになりますと、都市建設課で所管するというふうになりますと、不特定多数の方々が渡る部分の設置であればですが、子供たちを渡らせるためということを考えますと、やはりこの歩道橋の設置についての考えは、学校教育課のほうでないのかというふうに思います。我々の対策としてできることということで、安全対策という部分であれば、今の横断歩道ということもありますが、横断歩道についてはやはり交通規制というふうになりますので、これについては公安委員会のほうにお願いをしていく以外にないのかなと。我々が交通規制はできませんので、そういうことかと思えます。また、この道路についての、言えば通行車に対しての啓蒙という部分であれば、スピードを落とせとか、横断者がありますよとか、子供たちがいますよというようなことの啓蒙は、路面標示等に行っていくのかなというふうに思います。また、ハンプ等につきましての話ですが、やはり道路をでこぼこというか、その部分であればですね、知らない人がそのままのスピードで走って事故を起こした場合のことも考えられますので、なかなかハンプという部分は難しいのかなと思います。ただ、カラー舗装的な部分の中で、よく国道なんかでちょっとスピードをダウンさせるような、がたがたとしたような、ああいうハンプというか、それについては可能なのかなと思いますが、ただ、これも夜中に車が走ったときに近所の方々が夜眠れないとかというふうなこともありますので、やはり、そこら付近もよく考えて、地域

の方々の同意を得ながらというふうになってくるのかなと思います。

竹原信一委員

公安委員会への相談というのは、例えば教育委員会からやったりしたことはあるのかな。

久保学校教育課長

警察のほうには、以前、6月、7月の辺りでも今2回ほどいろいろと相談して、こういう横断歩道なり何らかの規制はかけられないかということで、相談をしたところです。

[竹原信一委員「返事は」と呼ぶ]

返事は、前のときにもお話しましたように、なかなか規制は難しいというような返答をいただいております。

濱之上大成委員

私の体験談を申し上げますけどね、私は32歳のときに脇小に子供が入学しました。そのときにスクールゾーン委員会という、議員の方々につくっていただいて、長年したんだけれどももちが明かんと。そこで今、教育委員会にも申し上げたりした。しかし、何が一番近道だったかという、私のところは要するに一方通行というものを私自身が同意書をもって警察署に行き、そして一方通行ができてから市長と語る会で申し上げたところ、徐々に拡幅のためのふたができました。事故がないと問題を起こすかなというぐらいに考えたものですから、そういう行動をしましたけれども、今回の問題もやっぱり地域の皆さんに同意をもらって、まずは一方通行を時間設定するか。今、脇小の場合は朝7時半から8時半までかな、一方通行だけをしています。そうすると片側だけが出ますので、子供をあれしない。例えば、そういった状況をまず順次つくっていただく。そして横断歩道をどうかならんかという運動をしていくべきだろうというふうに思いますので、歩道橋はもちろん無理ですけども、やはりこれは地域とPTAが一体となって運動せんと無理があるんじゃないかなというふうに、私は思いますけどね。

竹原恵美委員

さっきおっしゃったことで教えてください。ハンプすることで知らない人が走って事故をした、夜事故をしたというそういう話はありませんけれども、まず、ここは生徒が歩くとか、看板はオッカーとその前に言いましたので、看板を建てて注意書きを上げて、そして少々のハンプをして、ハンプで事故を起こした、何も知らなかった、それではストーリーが成り立たなくて、看板を上げた上でハンプがあって、それで事故を起こしたというのはその方のミスということの結果にはならないんですか。ストーリーが最初の看板上げるのはできますって言ったところとつながらないような気がするんですけど、両方立てれば個人のミスとして処理ができるような設置ができるのではないんですか。

富吉都市建設課長

なかなかそこはですね、道路の中の部分の話ですので、ハンプを知らしめるというようなことの中で、いざ事故が起きてからの話になっていくのかなと思いますが、できるだけ我々としては今のハンプで事故を起こさないような対策となると、どうしてもハンプはないほうがいいのかというふうには考えます。その代わりということで、今言ったちょっとしたたがたとか、スピード落とせとか、看板とかというようなので対策をすとか。これはどうなるかわかりませんが、やはり今の横断歩道で、国道などでボタンを押して信号が変わるとかいうのがありますけれど、信号機は無理にしてもボタンを押せば警告ランプが回転して何かあるとかというような、そういう対策とかは考えていくべきなのかなというふうには思います。

竹原恵美委員

今まで阿久根のまちのほうはカラー舗装でかなりスピードが落ちたりした実績というのはおありだと思うんですが、そのためにわざわざつくったわけだから、その実績を生かして規制とも言わない方法で、必ずスピードを落とさせるということをあそこはできさえすればいいので、今のアイデアを生かさせていただけたらどうでしょうね。

富吉都市建設課長

今、市街地の部分でカラー舗装をやったりとか、いろんなところをやってますけど、これについてはですね、やはり子供たちの通学路というような部分も考えてます。ただ、今の中央線の部分は通学路ではなくてですね、通学路は今の新しい中央線のほうから来て、国道3号まで出てきて、それから正門のほうに向かうと。裏門を使うということにはなっていないということもありまして、あそこにカラー舗装的な、いわば歩道的なのは難しいのかなというふうには思います。

木下孝行委員

今の通学路になつてないという理由が私はちょっとわからないんだけど、通るのは現実通ってるわけで。それと別にですね、この陳情に関して、私も中身を見たときにですね、地権者、地域の方々の利便性を考えれば市道廃止は難しい状況であるということを経験者の方々が決定したというような内容なんですけれども、私は市道廃止をして学校敷地にしてということが一番いいんじゃないかと、この要望に関しては考えたほうなんです。それができない理由をまず聞かせてください。できるんですか、できないんですか。

富吉都市建設課長

市道廃止は地域の方々の、いわば同意であつたりとかというような部分があれば、我々として拒むところはありませんので、これについては、この文書の中を見たときにそこまでとはちょっと思ったところですよ。要請があれば我々はいろんな部分の中で廃止の部分はやりますので、これが我々のほうに正式に来てませんので、まだ廃止ということは。あれば我々としても地域の実情とかいろんな部分を考えて、廃止の方向に動いていくのかなというふうには思います。

木下孝行委員

担当のほうで可能であるのであればですね、廃止にして、地域の方が利便性を言うのであれば、子供の安全を優先すべきじゃないかなというふうに思うわけですよ。だから、地域がここは話をまとめてもらって、私は廃止にして、同じ共有地にして、安全にいつでも通れる環境にすべきだと思います。そうすることで歩道橋もいらぬし、歩道も必要ない。だけど、地域の話が解決するまでに日にちがかかるのであれば歩道だけはまずつくってやろうという、そういう考えで現状は動くべきだろうと。ただ、今話を聞いとけばなかなか規制かけるのに、歩道橋は大丈夫なんですか。学校教育課長が公安委員会と話をしてなかなか厳しいという話だけど、歩道橋だけなら大丈夫なんですか。

久保学校教育課長

横断歩道の場合もやはり鹿児島県公安委員会が決定するというので、聞くところによると、やはり子供たちが渡るために一旦とまる場所といいますか、退避する場所とか、そういう場所もないといけないというふうに聞いておりますので、一番支障がないのはハンプじゃないかと思ひます。ただ、どうしても横断歩道も、ハンプにしても、車が通るといふことには変わりありませんので、やはりそういう場合になると今までどおり子供たちが横断するとき教師の付き添いといいますか、そういうのが必要になってくると。ですから、今言われ

たように、一番安全なものは市道廃止というのが一番の方法ではないのかなとは思いますが。

木下孝行委員

とにかく地域が利便性のために市道廃止は難しいということを今言われてるわけで、地域の方、PTA含めて、皆さんが廃止に向けて動くことが一番大事だろうと思うんで、まずそこを地域の方にお願いをしながらですね、とりあえず横断歩道だけは設置をまずするという方向で動くというような方向で考えていくべきじゃないかなと思います。その中で、いわゆる廃止に向けた動きを地域の方が一生懸命してもらえればいいのか。そして、おまけに道路の規制も、横断歩道をつくと同時に、阿久根小学校のようにですね、あそこは線路ですけれども、陸橋を渡っていくようになって、歩道があって運動場に行くという。あそこも交通規制をかけてるわけですね、曜日指定と時間指定で。だからあそこと同じような形をとって、歩道だけを設置してというのをまず考えて、その間に将来的には廃止にすると。それが一番ベストじゃないかなと思うんだけど、それに対して担当としてはどうですか。

富吉都市建設課長

今の規制、時間帯規制とか、横断歩道とかいうような部分についてもですね、この要望が地域の市長と語る会で一番最初出たと思いますが、校長先生のほうから。そのあとすぐですね、阿久根警察署の交通課とも協議をさせていただいて、交通課の見解については、交通規制、時間帯規制というような部分では、延長が短いとかいろいろな話をされてできないというようなことですね、横断歩道についても、この図面を皆さん方見ていらっしゃると思いますが、横断歩道の場所についてもですね、この場所では、今黒く塗ってあります場所についても学校の車の出入りがあるということで、交差点の中に横断歩道をつくるということですね、これについても難しいというようなことをお聞きしています。だから、この横断歩道についても、言えばもうちょっと北側のほうになおさないといけないと。ずらせばオッケーなんですけど、今度はそうすると子供たちの退避場というようなことを考えるとこの用地買収が入ってくると。ここの用地買収については斜面も相当きつところでもありますので、なかなか簡単にここに設置場所はできないのかなというような、ちょっとジレンマ的な部分があるようなところでもあります。

濱之上大成委員

今、お話を聞いてよくわかりました。ただ、平成5年にですよ、向かい側に体育館をつくられたわけですね、行政が、教育委員会としてな。そして行き来してるわけですよ、子供が。さっきから、こういうことを言っちゃいけないけど、休憩中にしゃべりたいんだけど、万が一の事故があったときにですね、誰が責任とるのと言ってるんですよ。だから私の責任ですよ、平成5年という2期目のときですがね、体育館ができたのは。やっぱりな、こういう住民の声がなぜ届かないのかということなんです。今、木下委員がおっしゃいましたけどね、もし、市道廃止ができるような気配であるとすればどういうふうな準備をしたらいいのかということですね、やっぱり考えないかと思えます。これはな、早急にすべきだと思うんですよ。25年もかかるとな、恥の上塗りですよ、学校の市道を通って渡って行けて。横断歩道もない、住民は減ってる、教育委員会も動かない、建設課も動かない、残念無念な阿久根市ですよ。それだとしたらね、ほんとに今、木下委員がこういうふうな状況の中でですね、市道廃止のほうにできるかもしれないような状況が少しでもあるとすれば努力してくださいよ。これは絶対せないかんですよ。どう思いですか。ちょっと待ってくれ。

富吉都市建設課長

市道廃止という話ですが、我々も一番最初から市道廃止したらどうですかと、市道廃止の

ために地区の同意であったり、その地域の方々の同意をもらって、今のついていらっしゃる方々の同意をもらって出していただければ、我々はそのまましますよというようなことですね、お話をさせていただいてますので、申し訳ありませんが、そういうことでは助言しているつもりではいます。

濱之上大成委員

大事なことを聞きました。つまり、地域が必死になればいいということですよ。それと車が通るのは地域の身近な人たちじゃないと思うんですよ、そこを通る人は。となれば、この地域のメンバーがいらっしゃいますよね。こういう人たちにこんこんとやっぱり説明をして、この人たちが運動せないかんですよ、市道廃止に向けて。それを強く望みますね、僕はな。それはおはたんも迷惑でした。このメンバーの上野会長ほか、皆さんに逆に来ていただいて、これを説得する側に私はなるべきだろうと思います。いかがでしょうか、終わり。

竹原信一委員

過去の事故情報があったら教えてください。

久保学校教育課長

この道路で事故があったという情報は持ち合わせておりません。折多小学校では過去大きな事故があって、それで安全旗を揚げるようになったというのは聞いておりますけど、この道路での情報は持ってないところです。

渡辺久治委員

この陳情自体がですね、具体的な陳情じゃなくて、安全対策に関する陳情ということで、具体的に横断歩道にしてくれとか、歩道橋にしてくれとか、道じゃなくしてくれとかいう陳情であれば具体的な動き方もあるけど、その辺のところをもっと運動しやすいような陳情であればいいなど、地元の方々がですね、というふうに思います。

竹原恵美委員

陳情の内容の1、2、3から言うと、1もだめ、2もだめ、3が阿久根市としてはできるかも知れないというぐらいに聞こえたんですが、根本的な改善にはいたりませんよというのが見解です。ただ、長期に渡って陳情をずっと言い続けていらっしゃるところからみると、地域も解決の策をこれからも持たないであろう上では、阿久根市としてはせんでもないところに考えるべきなんだろうかと、ちょっと考えるんですけども、御意見はいただけますか。恐らく地域は今の状態では解決の方法を持たなくて、こういう動きをしていらっしゃることは想像するんですが。

富吉都市建設課長

歩道橋の部分については非常に難しいというふうに思いますが、横断歩道であったり、ハンプ、言えば大きなでこぼこじゃなくて普通のような部分については、我々としても対策はできるというふうに思ってます。ただ、根本的に子供たちを安全に渡らせるとしたときに考えますと、横断歩道しても、ハンプをつくっても、やはり先生方の立哨というか、授業中に渡らせたりとかする部分の中では、やはり立哨が必要なのかなというふうに思います。時間帯できちっと車が通らないよという話であればですね、阿久根小学校みたいにそういう部分であればなんでしょうけれども、やはりどうしても車が通る部分であれば、安全性からいけば先生たちが見て、立哨する以外にないのかなと思います。

大田重男委員長

ほかにないですね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、以上で所管課への質疑を終結します。

(都市建設課、学校教育課退室)

大田重男委員長

所管課への質疑は終了しましたが、ここで、この陳情に対する現地調査についてお諮りいたします。

各委員の意見を伺います。

[「必要なし」と呼ぶ者あり]

それでは、必要なしと認め、現地調査はしないことに決しました。

これより陳情第6号について、採決に入ります。

討議、討論、採決の順番に進めますが、本陳情に関して、採択、不採択の表明については、討論の中で行うようお願いいたします。

初めに、陳情第6号について、討議に入ります。

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ討論に入ります。

木下孝行委員

賛成に近い趣旨採択ということで討論をさせていただきたいと思います。とにかく子供の安心安全を考えればこの要望には応えてやるべき案件だと思っております。市道廃止にして利用できるようにしたほうが一番いいんだろうと思いますけれども、なかなかすぐには地域の方々の意見もあり、うまくいかない、まだ検討する余地があるということで、この陳情にありますように、歩道橋の設置は難しいと、将来的な統廃合を含めたり、学校編成の中ではかかる経費も考えたら歩道橋は難しいと思いますけれども、横断歩道並びにハンプ等の設置は可能なことも担当から聞いておりますので、ぜひとも担当課には市道廃止の方向になるまでも安全を保つためにどちらかを採用していただけるようにするべきだと思いますので、趣旨採択で、いわゆるハンプ等並びに横断歩道の設置をお願いするというのを附帯して、趣旨採択にすべきだと思います。

竹原信一委員

議会はこの件について具体的な能力を持っていないわけですよ。しかし、地元の方々は非常に注目してもらいたい、阿久根市議会に。そういう意味での陳情でございますから、私たちはまっすぐそのまま受けとめて採択すればよろしいんじゃないでしょうか。採択ということで。

渡辺久治委員

私は児童の安全対策ということで趣旨には賛成です。でありながらも、これは中途半端な陳情でないかなということを思いまして、ある意味では差し戻しという意味での趣旨採択ということで、実際、もっとはっきりした陳情にしてもらいたい。私は市道廃止が一番いいと思います。市道廃止にするのか、横断歩道にするのか、そこをはっきりしてさせてもらって、市道廃止するためにはやはり我慢してもらわないかと、住民がですね、いるわけだから。その辺の合意をもらう上で、ちゃんと合意をもらってきて陳情を上げてきてほしいという意味で趣旨採択です。

西田数市委員

私も結論から言うと趣旨採択でいいと思いますが、あそこを通る方は地元の方と、また保護者なんですよね。その方たちが利便性を考えて結局はこういう形で陳情が来たんですけど、もっと地元の通行する方、そしてまた保護者、学校側ともう1回協議して、どうか子供のために、安全のためにここをどうするかということをもう1回話し合ったほうがいいと思います。ということで趣旨採択ということです。

濱之上大成委員

趣旨採択というふうにしたんですが、会長以下、このメンバーに対して話をしてみたいぐらいなんですが、現実には横断歩道にしても非常に無理があるというふうな説明がありました。その中で市道廃止に向けて運動していただきたいなという、地域の方々に説得していく時間もいただきたいという思いで趣旨採択と。

竹原恵美委員

私は趣旨採択だと思います。出ている根本の気持ちは子供の交通安全ですから理解するんですけれども、陳情の内容、1、2、3において、現実設置できる可能なものは3番目だけと私は理解しましたが、根本的な改善には全く届かない。先生が同伴して見送る。自由には子供たちが歩ける場所ではないというのは、これから先、ハンプをしても変わらないので、その理解があった上で本当に実はこういう陳情は出していただいたかったと思います。もし可能であれば、これらの陳情は根本解決にはならないということも付していただければと思います。

濱田洋一委員

先ほど来、皆さんからもいろいろ出ておりますけれども、私のほうも趣旨採択ということでいいんじゃないかと考えております。この陳情書の内容を見ますと、区のほうでは地権者や地域の方々の利便性を考えれば市道廃止は難しい状況とありますけれども、利便性が大事か、子供たちが大事かという原点に帰っていただいて、そこをですね、地域と地権者と学校と保護者ともう1回、地区のほうで協議をいただいて、先ほど来、市の所管課のほうからもありましたけれども市道廃止と、このことが一番安全を守る上ではいいのかなと感じております。そうした中で、喫緊の課題ということで陳情が出せられたと思いますので、まずは陳情内容の2番、横断歩道の設置またはハンプ等につきましても、これは有効的なハンプといろいろお聞きしましたが、やはり安全・安心を守る中で、必要な部分は設置をお願いしたいと思います。それから、児童の渡るときにですね、先生方も立哨と言いますか、そういった安全確保というのをまた改めて検討いただいております。それから、この内容につきまして、趣旨なんですけれども、もう1回地域等で話し合われて、陳情の内容の第2、第3という部分をですね、重点的にお願いしたいというような形で出していただければ、特にいいのかなというふうに感じたところでありました。

大田重男委員長

ただいま、討論の中で採択すべき、趣旨採択という両方が出ました。それでは採決に入ります。

本陳情第6号について、本件は採択すべきとされる方は。

(賛成者挙手)

1人です。

趣旨採択すべきという委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。

趣旨採択とする委員の挙手が多いので、本陳情第6号は趣旨採択すべきものと決しました。

○陳情第7号 市内小・中学校のクーラー設置に関する陳情

大田重男委員長

次に、陳情第7号を議題といたします。

まず、提出者を呼ぶことを含め、審査の方法について、委員の皆様から御意見を申し上げます。

濱田洋一委員

陳情者は呼ばなくていいと思います。

大田重男委員長

ただいま、提出は呼ばないとする意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、提出者は呼ばないことに決しました。

それでは、陳情第7号について、所管課に出席を求め、意見を聞きたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がないようですので、所管課に出席をお願いします。

(教育総務課入室)

大田重男委員長

教育総務課に出席いただきました。

ここで、委員から質疑等あればお願いします

竹原信一委員

これは純粹にお金の問題だと思いますよ。まさか子供たちを鍛えるためにクーラーをつけなくてもいいという発想はないだろうと思うんですが、あったら言ってください。予算が付きさえすれば付けられるという状況にあるのではないですか。

山元教育総務課長

この予算の件につきましては、今、国のほうでもこのことについては予算措置を図るといような報道もなされているということで、私たちも情報収集には努めているところでございます。費用的なものにつきましては、一般質問の西田議員のところでもお答えさせていただいたんですが、今のところ、市内の普通教室全てに設置した場合、概ねですが、概算で2億円程度の設置費用と電気代等のランニングコストがかかるというふうに試算しているところです。ランニングコストははかっていませんが、設置費についてはおおよそ2億円ほどを見込んでいるところでございます。あと、私どものほうといたしましては、現在、このエアコンの設置を考える際にですね、現在進めております学校規模適正化のことですとか、老朽化が校舎が進んでいるということで、施設の改修計画、こういったものもあるものですから、そういったものとの整合性と言いますか、1回設置したものが、そこをまた改修するとか、学校が使えなくなるとかということがないように、うまく連携を図りながら進めていく必要があるのかなというふうに考えているところです。

渡辺久治委員

こういうのは、温暖化で暑いとは言いながらも、現場の声が一番大事だと思うんですけども、学校の先生とか、子供たちの声とか、ここ10年ぐらいで要望がものすごく上がってきているとか、そういうものがありますか。

山元教育総務課長

要望としては特に伺ってないんですが、先日、この陳情が出されておりますところからはこちらのほうにもそういう要望ということできたということではございます。

濱之上大成委員

これは私も賛同する一人ですがね、一番問題はこういう備品に関してですが、昼の体操の時間帯に教室がこうこうと蛍光灯がついてたりするんですよ。これは結局学校教育課の問題かもしれませんが、そういった問題で、私から言うとクーラーつけると同時にコインでしたほうがよかやんかろかいとか思うぐらいなんですがね。しかし、今後、そうしたもので管理に関してはやっぱり教職員の皆さんもしっかりとした状況をつくっていただきたい。なんだったら校長室とか、今あるところは全部はずして生徒のほうに回すというぐらいの予算配置でも結構ですので、よろしくをお願いします。

濱田洋一委員

今、市内の小中学校13校の校長室ですとか、特別教室、図書室ですかね、クーラー設置してあるところがあると思うんですが、その状況を教えていただければと思います。

山元教育総務課長

設置状況なんですけれども、子供たちが通常使っております普通教室に係る部分につきましては、全部で93教室あるんですが、このうち4教室が設置をされているという状況です。この4教室は特別支援学級の子供たちが勉強するところの一部ということでございます。あと、保健室、パソコン室、こういったところは全て入っております。それから、図書室は1カ所、田代小学校だけが、それまで図書室として使っていたところが特別支援のクラスに入れ替わったということで、今は別のところに設けてるということで、田代小だけは今図書室にクーラーが設置されていないという状況でございます。あとは、校長室は全て設置がされているという状況です。

竹原信一委員

陳情書にはクーラーと書いてあって、もし付けたとしたら冬は暖房、夏は冷房というエアコンになるのかなというふうに思いますけど、どうなんですか。要件の話はクーラーだけのことを考えているんですか。

[発言する者あり]

濱之上大成委員

いいですか、委員長と言って言わんと、会議録に残すのにですね、手を挙げてから答えていただかないと、会議録に残しにくいですよ。

竹原恵美委員

報道などでは、教室に集まると37度、40度近い、人の体温よりきつい、温かいのを吸うのでこの辺のどが苦しいとことしはよく聞きましたけれども、阿久根の中では最低何度で、最高何度でというデータ、せめてことしの夏はデータをとられたでしょうか。何度ありましたでしょうか。

山元教育総務課長

非常に暑さが厳しいというところは感じているんですが、具体的な温度を測るところまではしてありませんでした。

竹原恵美委員

こんなに暑いと言っているんで温度を測って、例えば、今予防として上げさせていただきたいんですが、始業式とかはもう体育館でやったら危険だからやらないで、各部屋で、最近モニターも各部屋があるので、それで始業式をしましょうとかいう知恵を使ってやり過ごすことってというのがまま聞かれてきたので、阿久根もそういうふうに、今すぐこれで設置ができるなんてとても思っておりませんので、そういう運営の仕方に知恵を絞る必要があるかと思っております。ぜひお願いします。温度管理というのは測ったほうがよろしいのではないのでしょうか。

渡辺久治委員

最後にお問い合わせというか、実際これは一部でも付けるようになったということも想定したとしてもですね、再編、統合のことを考えると、またあとから付け替えるということは充分考えられますよね。エアコンなんかはデリケートは品物だから、付け替えるときに壊したりしやすいんですよ。だからそこら辺を十分に配慮して、機種自体も移設しやすいやつとか、工事自体も移設を前提として工事するとか、そこら辺の配慮をよろしくお願いします。

大田重男委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ所管課への質疑を終了いたします。

(教育総務課退室)

大田重男委員長

それでは所管課への質疑は終了しましたが、ここで、現地調査についてお諮りいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それでは、必要なしと認め、現地調査はしないことに決しました。

これより陳情第7号について、採決に入ります。

討議、討論、採決の順番に進めますが、本陳情に関して、採択、不採択の表明については、討論の中で行うようお願いいたします。

初めに、陳情第7号について、討議に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ討論に入ります。

竹原信一委員

エアコンの設置ですけれども、当然にこれは採択すべきものだと思います。

竹原恵美委員

私も採択と思っておりますが、ただ、長期的な実現になるかと思っております。その間のこととしてぜひ考えていただきたいのが、温度のデータをきちっととって、高温になり過ぎる、人数が多い学校があります。阿久根小学校なんかは40人近く入れておりました。その中でも40度とか37度というときには、しょうがないので霧で出すような機械を設置するぐらいデータ取りと、今やり過ごすことを提示して設置までに結果をもってほしいと思っております。

木下孝行委員

私のほうもこの陳情は採択すべき陳情だと思っております。今、竹原恵美委員からもあり

ましたように、財源を考えたり国の補助金等を考えればすぐに全部をとという話ではないだろうと思いますので、財源のバランス、学校の配置のバランスをよく考えていただきながら、阿久根市としてはこの設置に取り組んでいただきたいということで、採択に賛成をします。

渡辺久治委員

私も採択をお願いします。先ほど申し上げましたように、再編とか統廃合のことを十分考えて、また外して付け直すということも費用がかからないような措置を講じてしていただきたいと思います。以上です。

西田数市委員

私も一般質問させていただきましたので、採択でよろしくをお願いします。

大田重男委員長

ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ討論を終結いたします。

それでは、陳情第7号について、採決いたします。

本件は、採択すべきものと決することに御異議ありませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、陳情第7号は採択すべきものと決しました。

○所管事務調査について

大田重男委員長

次に、本委員会の所管事務調査についてを議題とします。

本委員会では、災害対策について、熊本県多良木町を、再生可能エネルギー及び特別支援教育に関して福岡県八女市を調査してまいりました。

今後の調査については、この調査結果を踏まえ、各項目について、所管課を呼び、調査を行いたいと思いますが、各委員の御意見をお伺いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、所管課を呼び、調査を行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

ここでお諮りいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ、本件については、所管課を呼んで質疑を行うこととし、9月18日、火曜日に再開したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、今定例会で本委員会に付託されました案件はすべて終了しました。

本日、議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告及び議会だよりの総務文教委員会に関する原稿につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

以上で、本日の総務文教委員会を散会いたします。

(散 会 15時51分)

総務文教委員会委員長 大 田 重 男